

幼児教育の無償化に係る参考資料

平成30年12月28日

これまでの主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場

幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方(案)

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園(未移行園)に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

2：それ以外

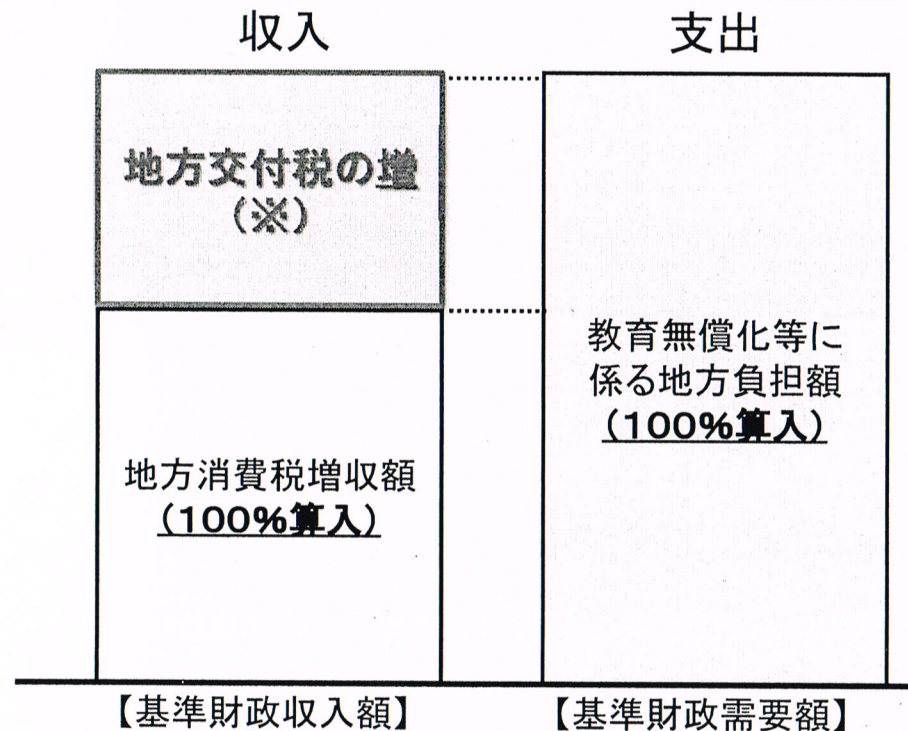
今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の 位置付け (予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	-	-	10/10
子育て支援 施設等利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 病児保育事業		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整（下図）を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

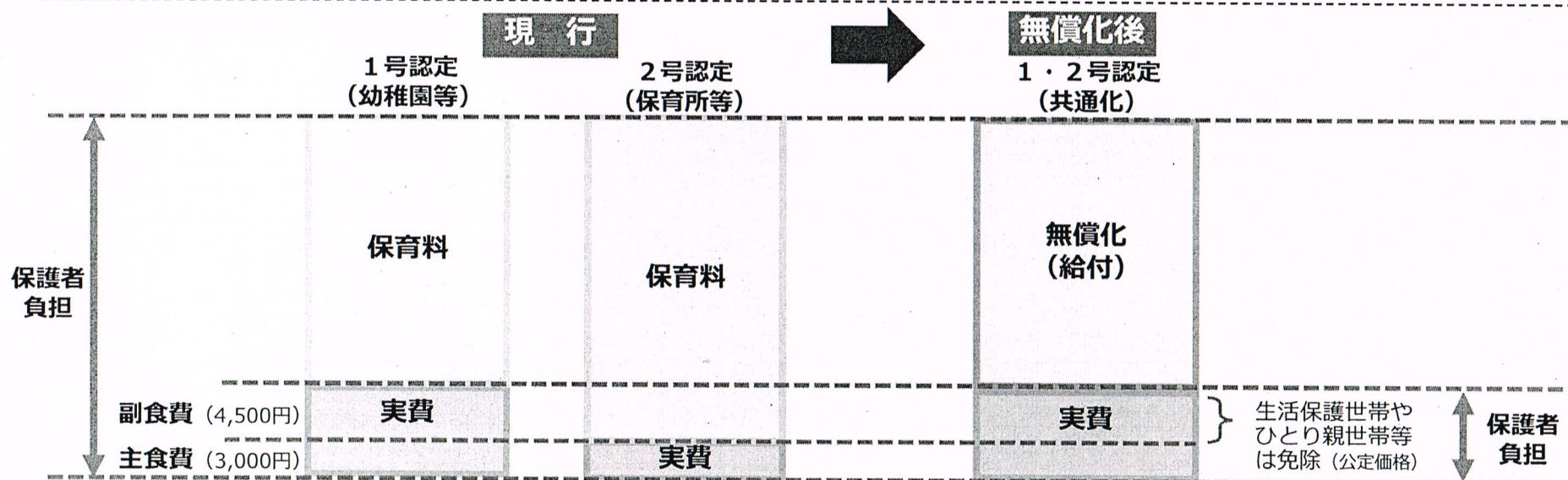
1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

第40回子ども・子育て会議
(H30.11.30) 資料(抄)

(1) 食材料費(副食費)の取扱いに関する方向性(案)

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども(幼稚園等)・2号認定子ども(保育所等(3~5歳))は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収(現在の主食費の負担方法)を基本とする。(負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。)
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等(※)については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する(現物給付)。
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
 - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども(保育所等(0~2歳))は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(2) 取扱いの見直しに関する周知等

- 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども(保育所等(3~5歳))について、食材料費の負担が著しく高額になることなどが無いよう方策を検討する。
- 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策を検討する。
- 新制度未移行幼稚園における食材料費(副食費)についても、低所得者への負担軽減措置を検討する。

(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

諸外国における幼児教育無償化の取組例

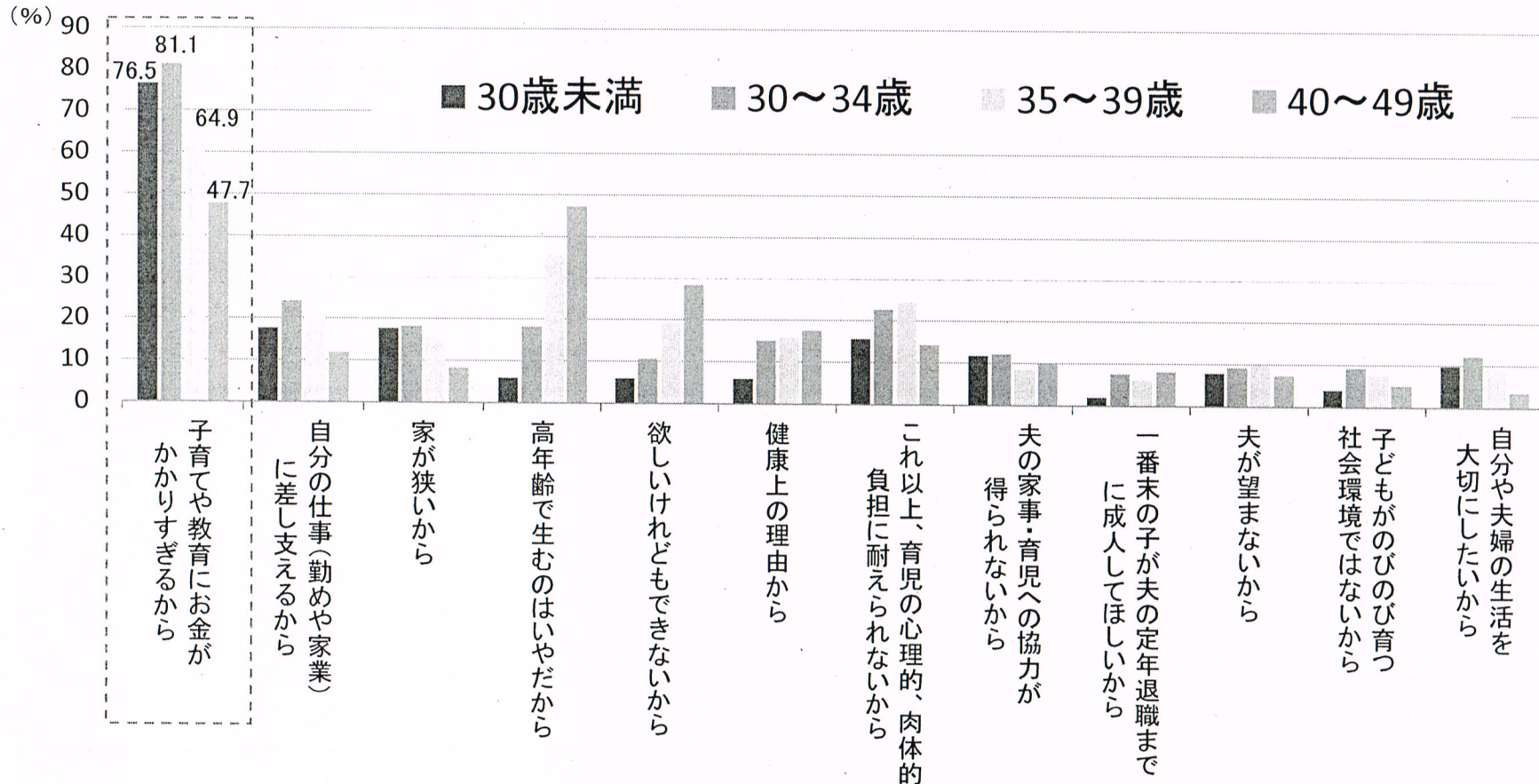
○イギリス、フランス、韓国では、幼児教育の重要性を踏まえ、無償化の取組を進めている。

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年までに<u>全ての3～4歳児</u>(※5歳から義務教育)に対する幼児教育の無償化を実現(週12.5時間、年33週分が上限)。 ・ 2010年に無償化の対象時間を拡大(週15時間、年38週分が上限) ・ 2014年に低所得世帯(年収16,190ポンド(240万円)以下等の基準に該当する世帯)の2歳児(全体の40%)も無償化。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3～5歳児を対象とした幼稚園</u>は99%が公立であり、<u>無償</u>。 (3歳以上のほぼ全員が幼稚園に在籍。)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3～5歳児に対する幼児教育の無償化の方針</u>を法定(2012年)。 ・ <u>公立については、2013年に無償化を達成</u>。私立については、支援規模を段階的に拡大し、無償化を目指している。

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

○ 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

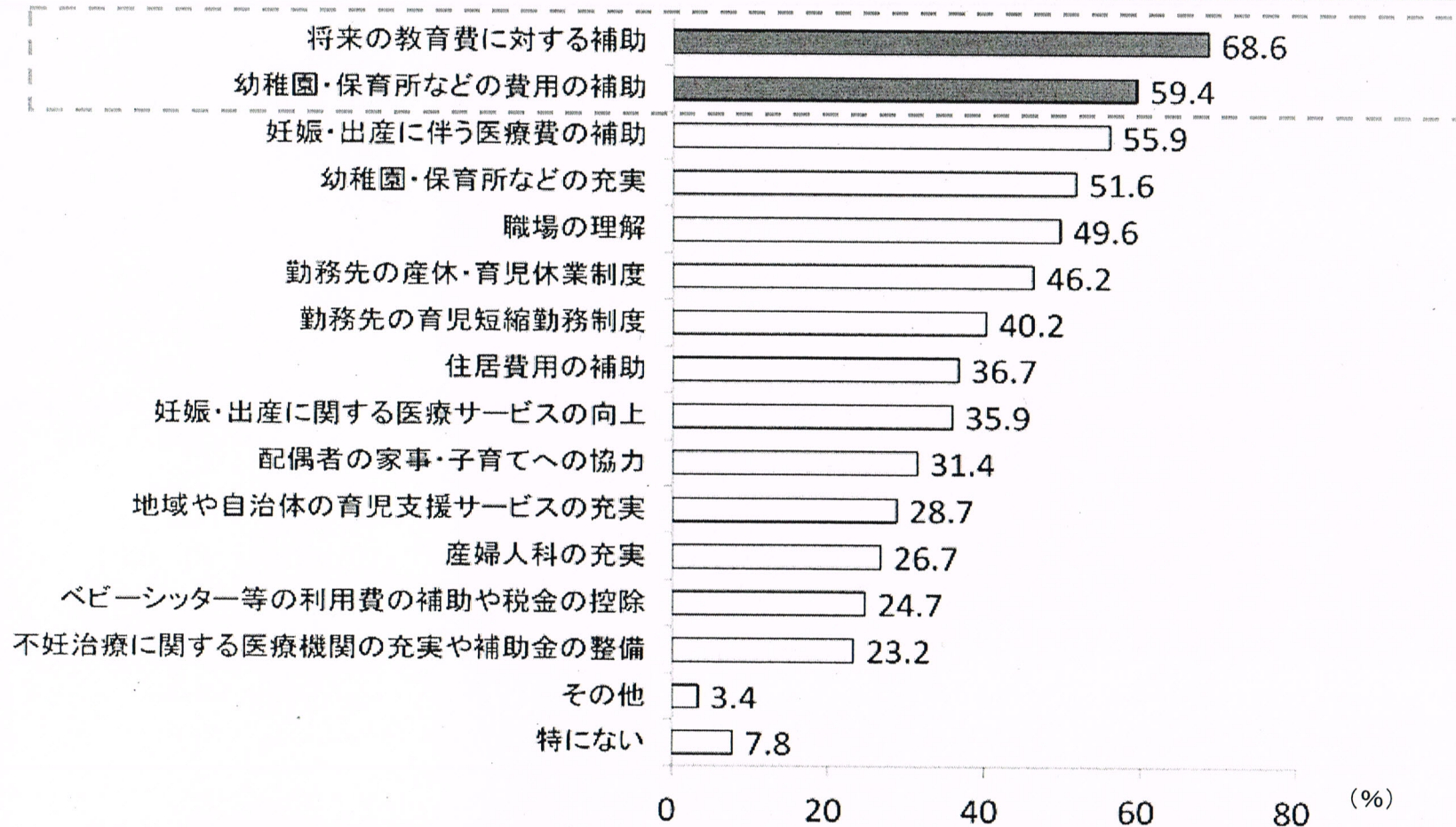


(注)妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦(約3割)を対象に行った質問(妻が回答者)。

出典:国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

教育費等への補助を求める意見が多い

○「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供が欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。



出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。
※20代、30代の男女を対象とした調査。

今回の保育所や幼稚園等の無償化に係る国と地方の財源負担(試算)について
 (平成31年度予算(案)を基にした平年度ベースでの試算)

法律上の 位置付け (予定)	区分		国・地方合計(億円)			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,118	2,059	1,030	1,030
		公立	1,635	-	-	1,635
子育てのための 施設等利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園等		1,393	697	348	348
	認可外保育施設等		282	141	70	70
	預かり保育等		336	168	84	84
合計			7,764	3,065	1,532	3,167

<備考>

四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

保育所や幼稚園等に係る所得階層毎の公費負担額について

(平成31年度予算(案)を基にした平年度ベースでの試算)

- 現行制度上、公費による給付により低所得世帯の保育料は高所得世帯よりも低く設定されている。
- 平成26年度以降、低所得者世帯を中心に段階的無償化を実施してきたところ、今般の無償化はこれを一気に進め、3～5歳の子供たちについて、所得に関わらず実施するもの。

1. 保育所等

階層区分	人数 (万人)	公費負担額 (億円)	
			うち今回の 無償化分
I. 生活保護世帯	3	368	0
II. 市町村民税 非課税世帯 (～年収約260万円)	31	3,680	48
III. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (～年収約330万円)	17	1,231	173
IV. 市町村民税所得割課税額 57,700円未満 (～年収約360万円)	8	577	134
IV. 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (～年収約470万円)	20	1,352	463
V. 市町村民税所得割課税額 169,000円未満 (～年収約640万円)	40	2,633	1,524
VI. 市町村民税所得割課税額 301,000円未満 (～年収約930万円)	35	2,289	1,612
VII. 市町村民税所得割課税額 397,000円未満 (～年収約1,130万円)	8	514	394
VIII. 市町村民税所得割課税額 397,000円以上 (年収約1,130万円～)	6	403	309
計	167	13,049	4,656

2. 幼稚園等

階層区分	人数 (万人)	公費負担額 (億円)	
			うち今回の 無償化分
I. 生活保護世帯	1	35	2
II. 市町村民税非課税世帯 (～年収約270万円)	10	541	46
III. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満 (～年収約360万円)	17	1,005	213
IV. 市町村民税所得割課税額 211,201円未満 (～年収約680万円)	71	3,895	1,266
V. 市町村民税所得割課税額 211,201円以上 (年収約680万円～)	42	2,308	958
計	140	7,784	2,486

<備考>

- ① 保育所等には、保育所のほか、認定こども園（保育認定による利用）、地域型保育事業が含まれる。
- ② 幼稚園等には、新制度に移行した幼稚園のほか、旧制度私立幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定による利用）が含まれる。
- ③ 国立幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化に係る所要額は含まれていない。
- ④ 平成31年度予算(案)や国の徴収基準額等から機械的に所得階層毎に計算したものである。
- ⑤ 保育所等の0～2歳児については、幼児教育無償化の対象となる生活保護世帯と住民税非課税世帯のみ計上。
- ⑥ 四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

平成30年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

保育認定の子ども

(2号認定: 満3歳以上)

(3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含 む) (~約270万円)	3,000円 〔0円〕	②市町村民税 非課税世帯 (~約260万円)	6,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	10,100円 〔3,000円〕	③所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	16,500円 〔6,000円〕	16,300円 〔6,000円〕	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満 〔77,101円未満〕 (~約360万円)	27,000円 〔6,000円〕	26,600円 〔6,000円〕	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
		97,000円未満 (~約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)	25,700円	⑤所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑥所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑦所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降(市町村民税非課税世帯及び年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降)については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃する。

※4 給付単価を限度とする。

※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

平成30年度における幼稚園就園奨励費補助による負担軽減の取組み

○ 階層区分ごとの補助額・保護者負担額(平均)

補助額	保護者負担額
-----	--------

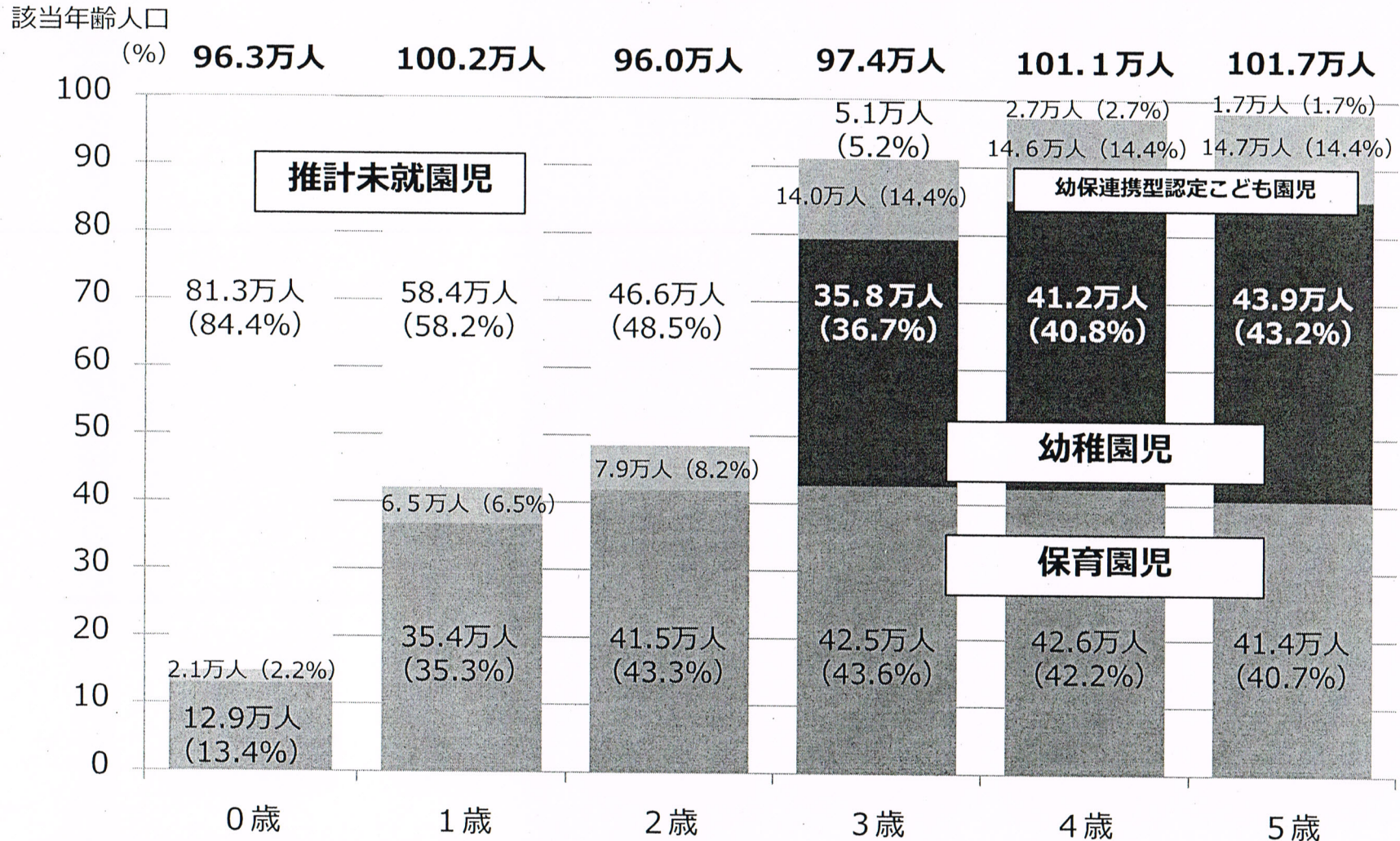
※平均保育料(308,000円(年額))の場合の保護者負担額

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅰ階層】□生活保護世帯	—	第1子	308,000円	
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅱ階層】 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第1子	272,000円	36,000円 →
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅲ階層】□市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	～約360万円	第1子	187,200円	120,800円
		第2子	247,000円	61,000円
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅳ階層】□市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	～約680万円	第1子	62,200円	245,800円
		第2子	185,000円	123,000円
		第3子以降	308,000円	
上記区分以外の世帯	約680万円～	第1子	(308,000円)	
		第2子	154,000円	154,000円
		第3子以降	308,000円	

○ ひとり親世帯等の特例

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅱ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約270万円	第1～3子	308,000円	
【第Ⅲ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約360万円	第1子	272,000円	36,000円 →
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

※幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。幼稚園、幼稚園型認定こども園の数値は平成30年度「学校基本調査」（速報値、平成30年5月1日現在）より。特別支援学校幼稚部の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。

※保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したものである。

※「推計未就園児」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ(イメージ)

